

○新潟県物価監視班設置規程

昭和 49 年 2 月 4 日
新潟県訓令第 5 号
本庁
地域機関

(目的)

第 1 条 国民生活安定緊急措置法(昭和 48 年法律第 121 号。以下「生活安定法」という。)、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和 48 年法律第 48 号。以下「買占め防止法」という。)及び新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和 52 年新潟県条例第 44 号。以下「消費生活条例」という。)の適正な施行を図るため、県に、物価監視班(以下「監視班」という。)を置き、もつて、県内における物資の安定的かつ妥当な価格による需給を確保し、県民生活の安定に資するものとする。

(監視班の任務)

第 2 条 監視班の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活安定法第 3 条第 1 項の規定による指定物資を販売する者に対し、必要に応じ、指定物資の標準価格及びその販売価格について調査する。
- (2) 買占め防止法第 2 条第 1 項の規定による特定物資の価格の動向及び需給の状況並びにこれらの物資を扱う事業者に対し、その保有の状況の適否について調査する。
- (3) 消費生活条例第 19 条に規定する生活関連物資及び消費生活条例第 20 条第 2 項に規定する指定物資について、価格の動向、需給の状況その他必要な事項を調査し、情報の収集を行うとともに、県民の相談に応じ、必要な情報の提供を行う。

(監視班の編成)

第 3 条 監視班は、知事が適当と認め、予め任命した者(以下「物価監視員」という。)をもつて編成する。

- 2 物価監視員は、生活安定法第 30 条第 1 項並びに買占め防止法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査並びに消費生活条例第 25 条第 1 項の規定による立入調査(以下「立入検査等」という。)に従事することができる。
- 3 監視班に班長を置き、県民生活・環境部長の職にあるものをもつてこれに充てる。

4 班長は、知事の命を受け、監視班を総理し、その任務の遂行にあたる。
(身分証明書)

第4条 知事は、物価監視員に、別に定めるところにより立入検査等を行うに必要な身分証明書を交付する。

(検査等の実施)

第5条 監視班は、任意調査及び市町村、消費者、各種モニター等からの通報等に基づき、立入検査等を実施することが必要と認められた場合、検査班を編成し、任務の遂行にあたる。

(庶務)

第6条 監視班の庶務は、県民生活・環境部消費者行政課が所管する。

(予算)

第7条 監視班の任務遂行のため必要な予算は、前条の部が所管する。

(関係部課等の協力)

第8条 監視班の任務に関係ある部課及び地域機関は、第1条の目的達成のため、積極的に協力しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要と認められる事項は、その都度別に定める。

改正文(昭和53年訓令第8号)抄

昭和53年4月1日から実施する。

改正文(昭和60年訓令第14号)抄

昭和60年4月1日から実施する。

改正文(平成2年訓令第25号)抄

平成2年11月1日から実施する。

改正文(平成5年訓令第8号)抄

平成5年4月1日から実施する。

改正文(平成15年訓令第2号)抄

平成15年4月1日から実施する。

改正文(平成22年訓令第16号)抄

平成22年4月1日から実施する。

新潟県物価監視班運営要領

(目的)

第1 この要領は、新潟県物価監視班設置規程（昭和49年2月新潟県訓令第5号、以下「設置規程」という。）に基づく物価監視班（以下「監視班」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象物資等の区分)

第2 設置規程第2条の規程による監視班の任務を円滑に遂行するため、対象物資等を区分することとし、その内容は別に定める。

(監視班の編成等)

第3 設置規程第3条の規定による監視班の編成は、同条の規定によるもののほか、次の各号に定めるところにする。

(1) 物価監視員は、現職を保有したまま監視班の任務遂行に従事するものとする。

(2) 本庁の関係各部及び関係地域機関別の監視員の配置数は別に定める。

(3) 監視班に総括監視員を置き、監視班のなかから班長が指名する。

総括監視員は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。

(監視班の会議)

第4 監視班の会議は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ班長が招集し、主宰する。

(1) 全体会議

(2) 部会

(附則)

この要領は、昭和53年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。